

省令等の改正方式の変更（新旧対照表方式の採用）について

平成31年4月

〔第4改訂版〕

大臣官房総務課

1. 趣旨

平成29年4月より、経済産業省の所管する省令及び告示（以下「省令等」という。他府省庁との共同のものを含む。）の改正に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、原則として、新旧対照表方式（条文の中に新旧対照表を挿入する方式をいう。）により改正を行うこととする。

新旧対照表方式は、従来の改め文による方式（以下「改め文方式」という。）との比較においては、新旧対照表そのものが改め文の一部となることにより別途従前の改め文を作成する必要がなくなるため、一般的には、省令等の改正の行政事務の効率化につながる。

なお、現状では、法律及び政令の改正については、内閣法制局において新旧対照表方式を採用していないので注意すること。

2. 新旧対照表方式のポイント

(1) 条文本文

条文本文の定型は、以下の例のとおりとする。なお、一の改正法令において、複数の省令等を改正する場合は、各省令等について一条ずつ条立てする。

〔例〕 条文本文

〇〇法施行規則（平成〇年経済産業省第〇号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※別紙〇の新旧対照表を挿入。

別表〇を次のように改める。

＜ポイント＞

- ・条本文文は、表（新旧対照表）により、①規定の一部分を改める、②規定の全部を削る、③規定の全部を加えるという3つの規律により構成する。
- ・分かりやすさの観点から、①、②及び③の表記の方法を明確に区別し、①は傍線（傍線で表記できない場合に限り、破線囲み）により、②及び③は二重傍線により改正箇所を特定する。
- ・条文中の字句の削除又は追加は、改めの範疇となる（二重傍線ではなく、前後の字句と合わせて傍線を引くことで対応）。なお、改正後欄において当該字句の前又は後のいずれに傍線を引くかについては、当該字句の文脈における意味のまとまりを勘案して判断する。
- ・①～③のうち、新旧対照表において登場しないものは記載することを要しない。
- ・省令等の末尾に付随する別表又は様式については、表による改正を要せず、表の後ろに「別表〇を次のとおり改める。」とし、改正後の別表のみを掲載することも可とする。
- ・附則は、従来書き方に従い、本則の後ろに記載する。

（2）表（新旧対照表）

改め文方式における参考資料としての新旧対照表とは、傍線の引き方が異なる点に留意されたい。※詳細はひな型参照。

〔例〕 表

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第十条 法第二十九条の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 [略]</p> <p><u>五 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類</u></p> <p>六～八 [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第十条 法第二十九条の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>五～七 [略]</p> <p><u>第十一条 法第三十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十三の事業開始届出書を提出しなければならない。</u></p>

標準 様式 [] の記載は出題の趣意

<ポイント>

- ・フォーマットは、官房総務課イントラに掲載した様式（制定文と新旧が一体になったもの）を使用することとする。また、省令等については、ワード形式による改正案の作成も可能とする。
- ・新旧対照表における改め等の字句の対応関係は、改正前欄と改正後欄の同列に位置することを指す。
- ・条文中の字句の削除又は追加は、改めの範疇となる（二重傍線ではなく、前後の字句と合わせて傍線を引くことで対応）。なお、改正後欄において当該字句の前又は後のいずれに傍線を引くかについては、当該字句の文脈における意味のまとまりを勘案して判断する。（再掲）
- ・条ずれは、条文番号その他の標記部分の字句の改めとして扱うこととし、標記部分に傍線を引く。二以上の条文等のずれについては、省略された条文等のずれを指し示すため、「～」にも傍線を引くこととし、これと平仄を合わせる観点から、「・」にも傍線を引くこととする。
- ・従前の新旧対照表における「(略)」、「(新設)」、「(削る)」の表記は、改正内容に反映しないことを明らかにするため、「[略]」等のように [] で表記するとともに、表の末尾に備考として「表中の [] の記載は注記である。」と付す。
- ・条項号の「削除」は、従前の表記のとおりとする。

3. 例外的に改め文方式を用いる場合

行政事務の効率化等の観点から、例外的に改め文方式を採用する場合もある。いずれの方式を採るかは、各部局担当ボーイの指示に従うこととする。

4. e-LAWSによる法令データベースへの省令登録

総務省 e-LAWS（法制執務業務支援システム）による法令データベース（現行では e-gov）への登録は、従来の新旧対照表の作法に従って行われる。このため、現状において、省令については、e-laws のシステム上で、別途従来の新旧対照表の作法に従って作業・登録する必要がある。

法令データベースにおける当省所管法令の正確性を期すため、e-LAWS 用の新旧対照表についても法令審査の対象とする。

以上